

木更津市潜在保育士就労奨励給付金のご案内

事業者向け ver



制度の概要

この制度は、待機児童対策の一環として、保育士人材の確保と定着を図ることを目的に実施するものです。市内の保育施設を運営する事業者または木更津市立保育所に新たに勤務する会計年度任用職員を対象に、潜在保育士の就労を支援するための給付金です。

本給付金は、事業者が潜在保育士に対して就労奨励給付金を支給した実績に基づき、市が事業主に給付するものです。これは、事業者自らが採用した潜在保育士の育成や職場への定着に責任を持ち、安心して長く働き続けられる環境づくりに取り組んでいただくことを趣旨としています。

市では、保育士不足の解消に向けて、事業者と連携しながら潜在保育士の就労支援を進めていきます。事業者の皆様におかれましては、本制度を単なる給付制度としてではなく、潜在保育士とともに保育の未来を築くための第一歩として活用いただき、採用後の育成や定着支援に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

対象者及び対象施設

1 給付対象潜在保育士の要件

以下の全てを満たす方を対象とします。

- 保育士資格を有すること
- 保育士登録証の交付を受けてから1年以上経過していること
- 市内の保育施設に保育士として新たに雇用され、令和8年8月1日以降に勤務を開始していること
- 就労開始日前1年以内に、市内外の保育施設等において、保育士として勤務していないこと
※保育施設等とは、保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う施設及び事業所内保育事業を行う施設
- 常勤の雇用形態であること（1日当たり6時間以上かつ1か月当たり20日以上勤務する形態、または1か月に勤務すべき時間数が120時間以上である形態）
- 就労開始日から3年以上継続して勤務する意思があり、かつ、3年以上継続して勤務することを誓約すること

2 対象保育施設

市内に所在する以下の施設が対象です。

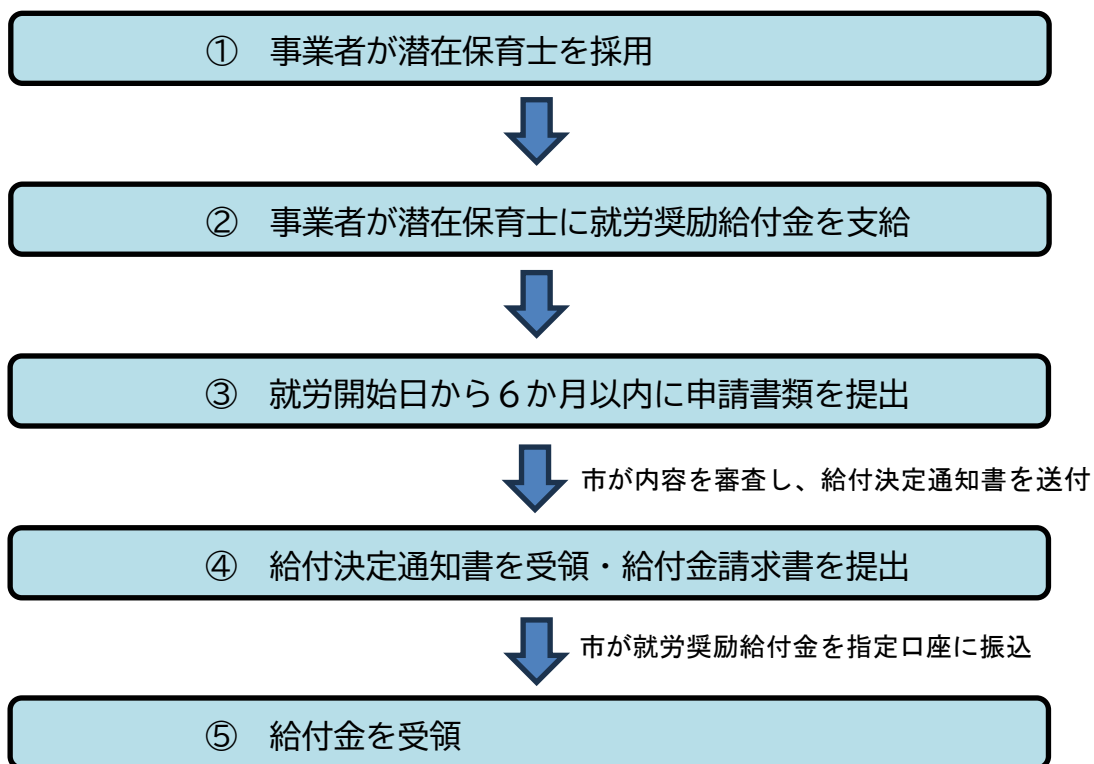
施設の種類
保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
認定こども園
小規模保育事業を行う施設

給付額

事業者が潜在保育士に支給した就労奨励給付金の額を給付します。ただし、給付額には次のとおり上限及び端数処理があります。

- 給付額の上限は20万円です（千円未満切捨て）。
 - 給付は、潜在保育士1人につき1回限りです。
- 同一の潜在保育士に対して、重複して給付を受けることはできません。

申請の流れ



給付金の申請・決定

給付を受けようとする事業者は、潜在保育士の就労開始日から起算して6か月以内に、次に掲げる書類を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

市において申請内容を審査し、給付の可否及び給付金の額を決定した後、木更津市潜在保育士就労奨励給付金決定通知書により、申請者へ通知します。

提出書類
木更津市潜在保育士就労奨励給付金申請書
対象保育士一覧表（任意様式：必須項目 氏名、就労開始日）
雇用契約書の写し（就労開始日及び勤務時間、勤務場所が記載されているものに限る。）
保育士証の写し
履歴書又は経歴書
誓約書
潜在保育士に該当することを証する書類（在職証明書等）
支払の事実が確認できる書類または受領証明書
その他市長が必要と認める書類

給付金の請求

給付金の決定を受けた事業者が給付金を請求するときは、木更津市潜在保育士就労奨励給付金請求書を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

変更等の届出

給付決定を受けた潜在保育士が、就労開始日から3年が経過する日までの間に、次のいずれかに該当したときは、速やかに潜在保育士就労奨励給付金変更届を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

- 保育施設を退職したとき
- 他の保育施設に異動し、または転職したとき
- 勤務条件の変更により、勤務時間が常勤の雇用形態でなくなったとき
- 申請時に勤務していた保育施設において、保育士として勤務しなくなったとき
- 災害、疾病、出産、介護その他やむを得ない事由により就労することが困難になったとき

在籍状況の報告

給付金の給付対象となった潜在保育士の方は、就労開始日から起算して3年が経過する日までの間、毎年、次の書類を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

なお、提出期間は毎年1月4日から1月31日です。なお、提出時期になりましたら市から通知をお送りしますので、通知が届き次第速やかに提出してください。

提出書類
対象保育士一覧表（任意様式：必須項目 氏名、就労開始日）
在籍証明書又は雇用契約書の写し
直近の給与の支払がわかる書類

給付決定後の注意

1 給付決定の取消し

給付決定後、次のいずれかに該当することが判明した場合は、給付決定を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正な手段により給付決定を受けたとき
- この制度の規定に違反したとき
- 給付要件を満たしていないことが判明したとき
- その他市長が給付金の給付を適当でないと認めるとき

2 給付金の返還

給付対象となった潜在保育士が退職等により要件を満たさなくなった場合は、次のとおり給付金を返還していただく必要があります。ただし、やむを得ない理由により勤務を継続できなかった場合は、返還が免除されることがあります。なお、給付決定が取り消された時は、全額返還となります。

保育士として就労した期間	返還額
就労開始日から1年未満	給付決定額の4分の3
就労開始日から1年以上2年未満	給付決定額の2分の1
就労開始日から2年以上3年未満	給付決定額の4分の1

※保育士として継続して勤務した期間が対象です。

（災害・疾病・出産・介護などによるやむを得ないお休み期間を含みません。）

提出書類記入上の注意

- 黒色のボールペンで記入してください（消えるペンは使用できません）。
- 記入内容を訂正する場合は、修正液または修正テープを使用しないでください。
訂正する箇所は二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。
訂正印は、申請書に押印した印鑑と同一のものを使用してください。
- 木更津市潜在保育士就労奨励給付金請求書については、日付及び請求金額を記入しないでください。
- 振込口座の名義人は、申請者及び請求者と同一としてください。

問合せ先

木更津市役所（朝日庁舎）
こども未来部こども保育課 施設管理係
電話：0438-23-7245（直通）

